

ぎむ きょういく せいき  
//////////「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」//////////

しゆし  
■趣旨■

これは、「いつでもどこでもだれでも」「何歳でもどの自治体に住んでいてもどこの国籍でも」基礎教育としての義務教育が保障されることを目指し全国夜間中学校研究会が2008年12月5日に採択した文書です。

- ◆ 現在公立夜間中学校は東京、千葉、神奈川、大阪、京都、奈良、兵庫、広島の8都府県・35校しかありません(生徒二千数百名)。
- ◆ また、諸外国で普及していると言われる通信制教育も日本では都内在住・在勤者のみを対象とする東京・千代田区立一橋 中学校(通信制)1校しかありません(大阪市立天王寺中学校は5教科のみの通信制のため中学校の卒業資格は得られません)。
- ◆ 一方、沖縄県南城市では2007年度より高齢者のための「リカレント教育」が始められました。これは、様々な事情により義務教育を修了していないか、義務教育を十分に受けられなかった1932年～1940年生まれの方を対象に、小学校5・6年生又は中学校1年生に混じって授業を受けられるという制度です。(琉球新報2008年1月24日号より「学ぶ喜び高齢者再び 小中学生と机並べる」<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-30771-storytopic-5.html>)

今回、日弁連意見書の趣旨や様々な現状を踏まえて、公立夜間中学校の全国各地への開設を中心としながらも、さらに多様な形態を通じて、日本に住む人々が何らかの形で基礎教育としての義務教育を受けられることを目指し、「21世紀プラン」を採択しました。

■「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」及び今後の組織のあり方について～第54回全国夜間中学校研究大会にて以下の内容が採択されました～■

2008年12月5日 全国夜間中学校研究会

もくひょう ひと ぎむ きょういく せいき  
一、目標：「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」

はじめに

2006年8月10日、日本弁護士連合会より「学齢期に修学することのできなかつた人々の教育を

う けんり ほしやう かん いけん しょ く に ていしゆつ なか にほん べんごし れんごう かい  
受ける権利の保障に関する意見書」が国に提出されました。この中で、日本弁護士連合会は、  
けんぽう こくさい じんけん きやく がくしゆけん せんげん など しょほう き じやうやく こんきよ がくれい ちやうか しゃ ふく  
憲法や国際人権規約、ユネスコ学習権宣言等の諸法規や条約などを根拠に、学齢超過者を含  
ひとびと がくしゆけん ひろ みと さまざま しゆだん つ ぎむ きやういく う けんり  
む人々の学習権を広く認めています。とりわけ、様々な手段を尽くしての義務教育を受ける権利  
ほしやう もと  
の保障を求めています。

くに ちやうさ やく まんにん ぎむ きやういく みしゆりやうしゃ そんざい なかそね やすひろしゆしやう こつかい どうべん  
国の調査でも、約70万人の義務教育未修了者が存在し(1985年中曾根康弘首相国会答弁  
しゃ めい みしゆがくしゃ がっこう い ものまた しょうがっこう ちゆうと たいがくしゃ ねん  
書)、158,891名の未就学者(学校へ行ったことがない者又は小学校中途退学者:2000年  
こくせい ちやうさ わたし ひやく すうじゆうまんにん ぎむ きやういく みしゆりやうしゃ すいぞく  
国勢調査)がいるとしています。また、私 たちは、百数十 万人の義務教育未修了者がいると推測  
しています。

にほん じん ちゆうこうれい しゃ もと ふ どうこう わかもの しょう しゃ ちゆうごく きこく しゃ かぞく ざいにち かんこく  
日本人中 高齢者、元不登校・ひきこもりの若者、障がい者、中国帰国者とその家族、在日韓国・  
ちやうせんじん しごと こくさい けっこん など らいにち がいこくじん かぞく しん と にちがいこくじん さまざま ひとびと  
朝鮮人、仕事や国際結婚等で来日した外国人とその家族(新渡日外国人)など、様々な人々が、  
せいかつ しかく しんろ など にんげん あ まえ い けんり ぎむ きやういく ほしやう  
生活や資格、進路等のため、そして、人間として当たり前生きる権利として、義務教育の保障を  
せつじつ もと  
切実に求めています。

ぜんこく こうりつ やかん ちゆうがっこう と ふけん こう にゆうがく てんきよ えんきより  
しかし、全国には公立夜間中学校は8都府県に35校しかなく、入学のため、転居をしたり遠距離  
つうがく あつどうてき おお かた にゆうがく だんねん ぜんこく やく かしよ  
通学をしいられたりしてるほか、圧倒的に多くの方は入学を断念しています。さらに全国約20カ所  
おこな じしゆ やかん ちゆうがく じゆうぶん ぎやうせい て い とど  
で行 われている自主夜間中学にも十分な行政の手が行き届いていません。

わたし ぜんこく やかん ちゆうがっこう けんきゆうかい ぎやうせい ほしやう けんり ぎむ きやういく かんぜんほしやう  
私たち全国夜間中学校研究会は、行政が保障すべき、権利としての義務教育の完全保障を  
め ぎ いか ぎむ きやういく せいき ていあん かくち じつじやう ふ ぎやうせい  
目指し、以下「すべての人に義務教育を！ 21世紀プラン」を提案し、各地の実情を踏まえ、行政  
しやく など かいぜんじゆうじつ もと  
施策等の改善充実を求めています。

やかん ちゆうがっこう こうほう ぎやうせいしやく もと  
1、「夜間中学校の広報」を行政施策として求めます。  
やかん ちゆうがっこう そんざい し ぎむ きやういく みしゆりやうしゃ きやういく う けんり  
夜間中学校の存在を知らない義務教育未修了者すべてに「教育を受ける権利があること、  
ぎむ きやういく ひつやう ひとびと やかん ちゆうがっこう し  
義務教育を必要とする人々のために夜間中学校があること」を知らせること

こうりつ やかん ちゆうがっこう かいせつ ぎやうせい しやく もと  
2、「公立夜間中学校の開設」を行政施策として求めます。  
ぜんとうふけん およ せいれいしてい とし さいてい こう いじやう こうりつ やかん ちゆうがっこう かいせつ  
(1) 全都道府県及び政令指定都市に最低1校以上の公立夜間中学校を開設すること  
こうりつ やかん ちゆうがっこう かいせつ もと じしゆ やかん ちゆうがく じちたい こうりつ やかん ちゆうがっこう  
(2) 公立夜間中学校開設を求める自主夜間中学のある自治体に公立夜間中学校を  
かいせつ  
開設すること

じしゆ やかん ちゆうがくなど えんじよ ぎやうせい しやく もと  
3、「自主夜間中学等への援助」を行政施策として求めます。  
ぎやうせい か ぎむ きやういく みしゆりやうしゃ きやういくほしやう にな じしゆ やかん ちゆうがく ぎやうせい  
行政に代わって義務教育未修了者の「教育保障」を担っている自主夜間中学への行政

じゅうぶん しせつ ていきょう ざいせいえんじょ など じっし  
からの十分な施設提供や財政援助等の実施

きぞん がっこう ぎむ きょういく みしゅうりょうしゃ う い つうしん せいきょういく かくじゅう こじん きょうし はけん など  
4、「既存の学校での義務教育未修了者の受け入れ・通信制教育の拡充・個人教師の派遣等の  
すいしん ぎょうせいしやく もと  
推進」を行政施策として求めます。

- しょうがっこう ちゅうがっこう とくべつ しえん がっこう など ひろ ぎむ きょういく みしゅうりょうしゃ う い  
(1) 小学校、中学校、特別支援学校等で、広く義務教育未修了者を受け入れること  
かくとどうふけん つうしん せいきょういく じっし  
(2) 各都道府県での通信制教育の実施  
ぜんこく かくち つうかく こんなん ぎむ きょういく みしゅうりょうしゃ こじん きょうし はけん  
(3) 全国各地の通学困難な義務教育未修了者のための個人教師派遣  
ほか ぎむ きょういく ほしやう ひつやう  
(4) その他、義務教育保障にとって必要なこと

そしき ひと ぎむ きょういく せんもん いんかい せっち  
二、組織：「すべての人に義務教育を！専門委員会」の設置

ぜんじゆつ いち もくひやう ひと ぎむ きょういく せいき たっせい げんざい  
1、前述の一、目標「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」の達成のために、現在  
じんけん きゅうさいもうしたてせんもん いんかい はってん かいそ ひと ぎむ きょういく せんもん いんかい  
の人権救済申立専門委員会を発展・改組し、「すべての人に義務教育を！専門委員会」  
せっち せんもん いんかい こうじやう てき せんもん いんかい ちやうき かつどう  
を設置します。なお、この専門委員会は、恒常的な専門委員会として、長期にわたり活動  
おこな  
を行っていくものとします。

せんもん いんかい こうりつ やかん ちゅうがっこう かいせつ めざ じしゅ やかん ちゅうがくなど うんどう  
2、この専門委員会は、公立夜間中学校開設を目指している自主夜間中学等の運動や  
ちほう べんごし かい さまざま かんけいしゃ れんけい きやうりやく にほん べんごし れんごう かい だ  
地方弁護士会をはじめとした様々な関係者と連携・協力し、日本弁護士連合会より出され  
がくれい き しゅうがく ひとびと きょういく う けんり ほしやう かん いけん しょ  
た「学齢期に修学することのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」  
ほか かつやう ぜんこく ちいき じつたい じつじやう とく きかく  
その他を活用しながら、全国やそれぞれの地域の実態・実情にあわせた取り組みを企画・  
じっし  
実施します。

せんもん いんかい すう げんそく かくと ふけん めい かくと ふけん じつじやう おう ぞういん  
3、専門委員数は、原則として各都府県1名とし、さらに各都府県の実情に応じて増員で  
せんもん いんかい うんえい りじ かいおよ じむきやく じゅうぶんれんらく  
きるものとします。専門委員会の運営にあたっては理事会及び事務局と充分連絡をとる  
せんもん いんかい かくちく かんどう ちく およ にしにほん ちく ずいじ せんもん いんかい  
ものとします。専門委員会は、各地区(関東地区及び西日本地区)で随時、専門委員会  
ひら げんそく ねん かい ぜんこく やかん ちゅうがっこう けんきゅうたいかいおよ りじ かい かいさいじ せんもん  
を開くとともに、原則として年2回(全国夜間中学校研究大会及び理事会の開催時)、専門  
いんかい ぜんたいかいぎ ぜんこく ちいき とく じやうほうこうかん など おこな  
委員会の全体会議をひらき、全国やそれぞれの地域の取り組みの情報交換等を行い、  
ぜんこく およ かくち いき きやうつうかだい もんだいてん あき ぐたいてき ほうさく けんどう  
全国及び各地域の共通課題や問題点を明らかにし、具体的な方策を検討します。